

臨時福祉給付金の申請受付中です

申請期限は平成27年11月30日（月）ですので、申請書がご自宅に送付された方で、まだ申請をしていない場合はお早めのお手続きをお願いします。申請期間終了後は、原則として申請できなくなりますのでご注意ください。

また給付対象者と思われる方で、申請書が届いていない方は、東秩父村役場住民福祉課までお問合せください。

給付対象者

基準日（平成27年1月1日）において東秩父村に住民登録があり、平成27年度の村民税（均等割）が非課税の方が対象です。ただし村民税（均等割）が課税されている方に扶養されている場合は対象になりません。

給付額

給付対象者1人につき6,000円

申請手続

郵送された臨時福祉給付金申請書（請求書）に押印し、支給対象者全員の本人確認書類（免許証、保険証等）、振込先のわかる書類（通帳のコピー等）を添付のうえ、東秩父村役場住民福祉課までご提出ください。

※通帳のコピーにつきましては平成26年度臨時福祉給付金を東秩父村で受給された方で同一口座へ振込を依頼される場合は必要ありません。

申請・問合せ 住民福祉課・税務課 ☎82-1221



11月は、児童虐待防止推進月間です

～「もしかして」
あなたが救う 小さな手～



児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、厚生労働省では毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、集中的な広報・啓発活動を実施しています。

本村でも要保護児童の早期発見やその適切な保護を図るため、平成17年度に東秩父村要保護児童対策地域協議会を設置しこの問題に対応しています。児童虐待に関する相談や通告は、住民福祉課（☎82-1221）または、児童相談所全国共通ダイヤル189（いちばやく）へお寄せください。連絡は匿名で行うことが可能です。また、連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

11月は「いじめ撲滅強調月間」です

埼玉県は、11月を「いじめ撲滅強調月間」に制定し、いじめの根絶に集中的に取り組んでいます。いじめにあたり、気が付いたりしたら、一人で悩まずご相談ください。

電話相談窓口

○よい子の電話教育相談（24時間365日対応）
子供専用（18歳以下）☎0120-86-3192
保護者専用 ☎048-556-0874
Eメール相談soudan@spec.ed.jp
いじめメール相談フォーム（右のコードから入れます）



○埼玉県警察少年サポートセンター（月～土／祝日・年末年始を除く午前8時30分から午後5時15分）
ヤングテレホンコーナー☎048-861-1152

○子どもスマイルネット（毎日／祝日・年末年始を除く午前10時30分～午後6時）
☎048-822-7007

○埼玉いのちの電話 こどもライン（18歳以下）
☎048-640-6400
（金・土のみ午後3時～9時30分）
相談電話 ☎048-645-4343
（24時間365日対応）

○さいたまチャイルドライン

（毎日／年末年始を除く午後4時～9時）
子供専用（18歳以下）
☎0120-99-7777

○埼玉県こころの電話（平日／土・日・祝日・年末年始を除く午前9時～午後5時）
☎048-723-1447

○子どもの人権110番

※さいたま地方法務局人権擁護課所管
（月～金／祝日・年末年始を除く午前8時30分～午後5時15分）
☎0120-007-110

問合せ

埼玉県庁県民生活部青少年課
☎048-830-5858

